

改正後	改正前
(上水道及び下水道) <u>第 3 5 条 開発行為等を行う者は、開発行為等を行う区域内の給水装置について、水道水を安定的に供給できる能力を持つ構造により整備するものとする。</u> <u>2 開発行為等を行う者は、水道水の安定的な供給のために必要な場合においては、開発行為等を行う区域外においても、給水装置の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> (建築物の敷地面積の<u>最低限度</u>等) 第 3 7 条の 2 (略) <u>2 開発行為等の区域の境界点は、規則で定める基準により境界杭又は境界標識を設置するものとする。</u> (集会施設) 第 4 5 条 (略) (家族向け住戸の設置) <u>第 4 5 条の 2 開発行為等を行う者は、戸数が 5 0 以上の集合住宅の建築を行う場合は、規則で定める基準により、その建築物に家族向け住戸(専用面積が 5 0 平方メートル以上の住戸をいう。)を設置するものとする。</u> (集合住宅の管理) <u>第 4 5 条の 3 開発行為等を行う者は、戸数が 5 0 以上の集合住宅の建築を行う場合は、その建築物又はその敷地内に管理人室を設置するとともに、管理人を駐在させるように努めるものとする。</u> (上水道及び下水道) <u>第 4 8 条の 8 小規模開発行為等を行う者は、小規模開発行為等を行う区域内の給水装置について、水道水を安定的に供給できる能力を持つ構造により整備するものとする。</u> <u>2 小規模開発行為等を行う者は、水道水の安定的な供給のために必要な場合においては、小規模開発行為等を行う区域外においても、給水装置の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> (建築物の敷地面積の<u>最低限度</u>等) 第 4 8 条の 1 0 (略) <u>2 小規模開発行為等の区域の境界点は、規則で定める基準により境界杭又は境界標識を設置するものとする。</u>	(下水道) <u>第 3 5 条 (略)</u> <u>2 (略)</u> (建築物の敷地面積の<u>最低限度</u>) 第 3 7 条の 2 (略) (集会施設) 第 4 5 条 (略) (下水道) <u>第 4 8 条の 8 (略)</u> <u>2 (略)</u> (建築物の敷地面積の<u>最低限度</u>) 第 4 8 条の 1 0 (略)